

スポットワーク人材確保補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、スポットワーク人材確保補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものである。

(目的)

第2条 人件費高騰等の影響により、人材不足の課題を抱える市内企業に対し、短時間・単発の雇用契約を仲介する民間サービス（以下「スポットワーク仲介サービス」という。）を利用した際に支払う手数料の一部を補助することで、新たな雇用を創出し、地域経済の振興及び市内企業の人手不足解消に寄与することを目的とする。

(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる事業者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 北九州市内に事業所があること。
- (2) スポットワーク仲介サービスを利用して、雇用契約を締結した者の就業場所が北九州市内であること。
- (3) 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者及び同条第2項に規定する中小企業者等並びに同法上に規定のない法人又は組合で市長が特に認める者であって、別表第1に掲げる者をいう。
- (4) 国又は地方公共団体の各種助成金等において、過去3年以内に不正受給（偽りその他不正の行為により、本来受けることのできない助成金の交付を受け、又は受けようとする。）をした事業者でないこと。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する接待飲食等営業（料亭を除く。）及び性風俗関連特殊営業又はこれらの営業を受託して営業を行う事業者でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる事業者でないこと。
- (7) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。
- (8) 同一の申請内容で他の機関（国、地方自治体、公益財団法人等）から他の補助金を受けておらず、かつ今後受ける予定もないこと。
- (9) 市税の滞納その他の市に対する債務不履行がある等、補助金の交付が適当でないと認められる事業者でないこと。

(補助対象経費及び補助額等)

第4条 補助対象経費は、令和7年7月1日から令和7年12月31日までの期間においてスポットワーク仲介サービスを利用し、雇用が成立したことへの対価として、支払った手数料とする。

- 2 交付する補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額とし、1事業者当たり30万円を上限とする。
- 3 補助金の額に小数点以下の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

4 交通費、消費税額、地方消費税額、振込手数料は補助対象経費から除くものとする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、令和7年5月15日から令和7年12月12日までの期間において、スポットワーク人材確保補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の補助金交付申請書に添付する書類は次のとおりとする。

- (1) 暴力団排除に関する誓約書（様式第2号）
- (2) 北九州市内に事業所を有していることが確認できる書類（営業許可書等）の写し
- (3) 納税証明書の写し
- (4) 別表第2に掲げる分類（法人又は個人事業主）に応じた書類の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

3 交付申請は1事業者で1件とする。

4 予算上限に達した場合、交付申請を締め切ることとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第6条 第5条の規定にかかわらず、電子情報処理組織（市の機関等の使用に係る電子計算機と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して申請を行わせることができる。

(2) 前項の規定により行われた申請等については、当該申請等を書面等により行うものとして規定した第5条に規定する書面等により行われたものとみなす。

(3) 第1項の規定により行われた申請等は、同項の市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関等に到達したものとみなす。

(交付の決定)

第7条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査を行い、当該申請に係る補助金の交付の可否について決定のうえ、スポットワーク人材確保補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 申請者は、当該申請を取り下げようとするときは、前条の規定による通知が発された日から15日以内にスポットワーク人材確保補助金交付取下げ申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 補助対象事業者は、スポットワーク仲介サービス利用後、令和7年8月1日から令和8年1月20日までの期間において、スポットワーク人材確保補助金実績報告書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の補助金実績報告書に次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

なお、実績報告は1事業者1回とする。

- (1) 補助対象経費明細書（様式第6号）

- (2) スポットワーク仲介サービス事業者に支払う手数料の内訳がわかる書類の写し
- (3) スポットワーク仲介サービスの利用内容がわかる書類の写し
- (4) スポットワーク仲介サービス事業者への支払い完了を証する書類の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第10条 市長は、前条の実績報告があったときは、内容を審査し、適当と認められる場合は、スポットワーク人材確保補助金交付確定通知書（様式第7号）により補助対象事業者に通知するとともに、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第11条 市長は、補助対象事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 第3条に規定する補助対象事業者の条件を満たさないとき

2 交付決定の取消しにより補助対象事業者に損害が生じた場合であっても、市は損害の責めを負わないものとする。

(補助金の返還)

第12条 市長は、補助金の交付決定を取り消す場合には、当該補助金の交付を受けた者に対し、スポットワーク人材確保補助金交付決定取消通知書兼返還命令書（様式第8号）により当該補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す旨を通知するとともに、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて当該補助金の返還を命ずるものとする。

2 市長は補助金の返還を命ずるべき者に対し、北九州市補助金等交付規則（昭和41年北九州市規則第27号）第20条の例による違約加算金及び延滞金を請求できるものとする。

(帳簿の備付等)

第13条 補助対象事業者は、補助金に関する帳簿及び関係書類について支給を受けた日の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

(北九州市補助金等交付規則との関係)

第14条 補助金の交付については、この要綱に定めるもののほか、北九州市補助金等交付規則の定めるところによる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項は、産業経済局長が別に定める。

附 則 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

業種・組織形態	補助対象者
① 製造業、建設業、運輸業	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人事業主
② 卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人事業主
③ サービス業（ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業を除く）	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人事業主
④ 小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人事業主
⑤ ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が900人以下の会社及び個人事業主
⑥ ソフトウェア業又は情報処理サービス業	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人事業主
⑦ 旅館業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が200人以下の会社及び個人事業主
⑧ その他の業種（上記以外）	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人事業主
⑨ 組合、連合会	中小企業経営強化法第2条第1項第6号から第8号に規定される組合及び連合会
⑩ 医療法人、学校法人、社会福祉法人	常時使用する従業員の数が100名以下の者
⑪ 社団法人（一般・公益）	直接又は間接の構成員の3分の2以上が中小企業者であり、かつ、上記①～⑧の業種区分に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者
⑫ 財団法人（一般・公益）	上記①～⑧の業種区分に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者
⑬ 特定非営利活動法人	上記①～⑧の業種区分に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者

別表第 2（第 5 条関係）

法人	①履歴事項全部証明書の写し ②収入日付印（電子申告の場合は相当するもの）の付いた 確定申告書の写し
個人事業主	①個人事業の開業・廃業等届出書の写し ②収入日付印（電子申告の場合は相当するもの）の付いた 確定申告書の写し